

人工授精・体外受精・顕微授精・胚凍結保存・凍結胚移植

に関わる費用について

1. 一般不妊治療管理料：750円（3ヶ月毎）

人工授精：5,460円

2. 生殖補助医療管理料：900円（体外受精周期毎）

ホルモン検査：1,060円～

3. 採卵基本料：9,600円（0個の場合）

※採卵毎に下記を加算

1個	7,200円（合計16,800円）
2～5個	10,800円（合計20,400円）
6～9個	16,500円（合計26,100円）
10個以上	21,600円（合計31,200円）

※麻酔は別途加算有り

4. 受精法

4-1. 体外受精(IVF) 12,600円（個数にかかわらず）

4-2. 顕微授精(ICSI)

1個	14,400円
2～5個	20,400円
6～9個	30,000円
10個以上	38,400円

※両方実施の場合は、

顕微授精代+体外受精代の半分（6,300円）

4. 受精卵培養（採卵翌日から：受精した個数毎）

1個	13,500円
2～5個	18,000円
6～9個	25,200円
10個以上	31,500円

5. 胚盤胞加算（胚盤胞培養個数）

1個	4,500円
2～5個	6,000円
6～9個	7,500円
10個以上	9,000円

6. 胚凍結保存

1個	15,000円
2～5個	21,000円
6～9個	30,600円
10個以上	39,000円

C. 凍結胚移植にかかわる費用について

新鮮胚移植	22,500円
融解胚移植	36,000円

※AHA（アシステッドハッチング）3,000円

※GLUE（ヒアルロン酸培養液添加）3,000円

●体外受精・顕微授精に関する検査・投薬にかかる費用

内容	費用	備考
卵巣刺激に関する薬剤		
ブセレリン点鼻薬	1,670円	排卵抑制剤
自己注射ゴナールF 300単位	3,610円	排卵誘発剤 使用する種類、量、注射期間は卵巣機能や卵胞発育状況に応じて決定。
自己注射ゴナールF 450単位	5,330円	
HMG150単位	470円	
FSH75単位	440円	
セトロタイド	2,780円	排卵抑制剤
ガニレスト	2,740円	卵胞発育状況に応じて開始。
自己注射オビドレル	940円	卵を成熟させるための薬
HCG10,000単位	890円	採卵前々日の21時頃に自己注射
スプレキュア点鼻液	2,290円	(医師の指示通り) ※時間厳守
超音波検査	1,590円	卵胞発育状況に応じて回数に変動あり

※自己注射の場合、自己注射指導料として**1,950円**の費用がかかります。(月1回までの算定)

※排卵誘発剤の種類・量、注射期間は個々の卵巣機能の状態や卵胞発育状況によって異なります。

妊娠判定	胚移植から約2週間後、外来にて判定
------	-------------------

再診料、超音波検査、妊娠判定検査

2,410円～

※別途、必要な処方等で費用がかかる場合がございます。

●費用例

【例1】 刺激周期 (採卵10個、**新鮮胚移植**、余剰胚凍結2個の場合)

約140,000円

生殖補助医療管理料:900円+採卵10個:31,200円+体外受精:12,600円

+培養(仮:7個):25,200円+新鮮胚移植:22,500円+胚盤胞(仮:2個):6,000円

+凍結(仮:2個):21,000円+ (薬剤、ホルモン検査、超音波検査で約20,000円)

【例2】 刺激周期 (採卵10個、全胚凍結3個、**凍結胚移植**の場合)

約155,000円

生殖補助医療管理料:900円+採卵10個:31,200円+体外受精:12,600円

+培養(仮:7個):25,200円+胚盤胞(仮:3個):6,000円+凍結(仮:3個):21,000円

+融解胚移植:36,000円+ (薬剤、ホルモン検査、超音波検査で約20,000円)

● 高額療養費制度の限度額認定証の事前申請に関して

事前に参加されている健康保険組合等に、高額療養費制度の「限度額適用認定証」を申請していただき、認定証を窓口にご提示頂きますと、窓口でのお支払いは自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」は必ず月初めにご提示下さい。

月の途中でご提示があった場合、遡っての返金は出来かねます。

自己負担限度額は、ご年齢や所得により異なります。

詳細は各社会保険事務所、市区町村へお問い合わせください。

事前申請が間に合わない場合や、認定証のご提示がない場合は、従来通り自己負担分の医療費を全額お支払いいただきます。

払い戻しをご希望の場合は、後日、ご自身で加入されている健康保険組合等に、払い戻し申請・請求を行ってください。